

令和6年3月7日  
地域振興部スポーツ振興課

## 江東区営プール条例の一部を改正する条例

### 1 改正の理由

個人利用の新たな料金区分を定めるため、条例の一部を改正する。

### 2 改正の概要

高校生に相当する年齢の者の利用料金を小中学生と同じ利用料金とする。

(別表関係)

なお、附則において経過措置を定める。

### 3 新旧対照表

2ページのとおり。

### 4 施行日

令和6年4月1日

江東区営プール条例 新旧対照表

| 現行         |       |     | 改正案   |    |                 |     |      |  |
|------------|-------|-----|---|----|-----------------|-----|------|--|
| 本則 (略)     |       |     | 本則 (略)  |    |                 |     |      |  |
| 別表 (第9条関係) |       |     | 別表 (第9条関係)  |    |                 |     |      |  |
|            | 区分    | 単位  | 利用料金  |    | 区分              | 単位  | 利用料金 |  |
| 個人         | (略)   |     |   | 個人 | (略)             |     |      |  |
|            | 小・中学生 | (略) |   |    | 小・中学生及び高<br>校生等 | (略) |      |  |
|            | (略)   |     |   |    | (略)             |     |      |  |
| (略)        |       |     | (略)   |    |                 |     |      |  |
| 備考 (略)     |       |     | 備考  |    |                 |     |      |  |
| 1～3 (略)    |       |     | <p>1 <u>高校生等とは、15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。</p> |    |                 |     |      |  |